部長及び参事官
殿
所　属　長

科研発第17号
（刑企、鑑識）
令和８年７月６日
５年保存（口訓）
本　部　長

ＤＮＡ型鑑定に係る鑑定資料の採取及び嘱託についての組織的な検討について（通達乙）

鑑定における不適切な取扱いを防止するための対策として、鑑定嘱託が合理的かつ的確に実施される体制を整備するとともに、職員の業務負担を軽減し、業務が適正に遂行されるよう、鑑定業務の合理化・効率化を図る必要がある。

そこで、鑑定資料の採取及び嘱託につき、その必要性や緊急性に係る組織的な検討を徹底することとし、その検討に当たっての留意点を下記のとおり定めることから、遺漏のないようにされたい。

記

１　遺留資料の積極的な採取

「ＤＮＡ型鑑定資料の採取等における留意事項について（通達乙）」（令和４年５月16日科研発第18号）において示しているとおり、遺留資料については、罪種や事案の軽重にかかわらず、積極的にその発見及び採取に努めるという点は従前のとおりであるので、引き続き遺留資料の積極的な採取に努めること。

２　遺留資料の鑑定嘱託の合理化・効率化

採取した遺留資料の鑑定嘱託については、以下に示す合理化・効率化施策を徹底すること。

(1)　同一事件において複数の遺留資料を採取した場合には、鑑定嘱託に先立ち、各資料のＤＮＡ型鑑定の必要性について検討すること。

(2)　緊急にＤＮＡ型鑑定が必要な遺留資料を採取した場合には、鑑定嘱託に先立ち、ＤＮＡ型鑑定の緊急性の程度について、科捜研と協議の上、優先順位を調整すること。

(3)　鑑定嘱託後において、証拠関係、立件の見通し、処分の見通し等を考慮し、ＤＮＡ型鑑定の必要性が乏しくなったと認められる場合には、科捜研と協議するなどして、当該ＤＮＡ型鑑定を打ち切ることを検討すること。

(4)　鑑定嘱託を行う必要性について組織的な検討を行うため、別に示すチェックリストを作成し、鑑定嘱託の際の説明資料とすること。

３　ＤＮＡ型鑑定を実施しなかった場合の措置

検討の結果、ＤＮＡ型鑑定を実施しなかった場合であっても、事後の鑑定

に備え、証拠物件として、変質、汚染がないよう適切に保管すること。

4　参考事項等

(1)　被疑者資料については、必要性及び緊急性を勘案し、警察庁刑事局犯罪鑑識官が実施するＤＮＡ型鑑定を有効に活用すること。

(2)　身元不明死体の身元の特定を行う際にＤＮＡ型鑑定を実施することはあるが、歯科診療記録等他の資料により身元が特定できる場合には、一般的にはＤＮＡ型鑑定を実施する必要性は低いと考えられるので、安易に鑑定嘱託することなく、その必要性をよく検討すること。

　また、身元が明らかな死体であって、死体見分や現場調査によって事件性がないと認められる場合も、同様である。

(3)　ＤＮＡ型鑑定以外の鑑定資料についても、鑑定嘱託に先立ち、各資料の鑑定の必要性や緊急性を組織的に検討すること。